平成２６年（フ）第３６号
栃木県那須塩原市一区町260番地13　アレスト一区町Ｉ―101号
債務者　三浦　政江
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午前10時15分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第３７号
栃木県那須塩原市鍋掛1092番地２
債務者　飯岡　嘉一
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第７７７０号
東京都江東区豊洲３丁目５－３―1201
債務者　上口　美知
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７７１号
千葉県木更津市清見台東２丁目13―16
債務者　近藤　翔太
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７７３号
東京都品川区西品川２丁目１―23
債務者　香月　　薫
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７８６号
神奈川県相模原市南区相武台３丁目26―40―201
債務者　石川　優子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８０４号
東京都杉並区方南１丁目15―16　ハイツグリーンガーデン
債務者　宮浦　利幸
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８１１号
埼玉県所沢市中新井５丁目６－３－３―102
債務者　加藤　美香（旧姓安彦）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８１４号
埼玉県川口市並木４丁目23―17―211
債務者　関　　功
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２０号
東京都江戸川区春江町２丁目30―11―1101
債務者　永濱　宏行
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台35―10―308
債務者　道塚　正和
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２４号
神奈川県横浜市中区妙香寺台１―201
債務者　洞　　治
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２７号
東京都清瀬市元町１丁目８－７―414
債務者　河合　彰仁
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８３０号
東京都江戸川区本一色１丁目20―８　ファミーユＢ―Ｃ
債務者　佐々木　新（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８５１号
東京都調布市国領町５丁目47―13　第３土方荘203
債務者　木村　広輝
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８５２号
東京都調布市国領町５丁目47―13　第３土方荘203
債務者　木村　栄子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部